○厚生労働省告示第五百三十三号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

第一　船員保険法第四条ノ二第一項第五号の規定に基く報酬月額の算定方法（昭和三十二年厚生省告示第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「第四条ノ二第一項第五号」を「第二十条第一項第五号」に改める。

本則中「第四条ノ二第一項第五号イ、ロ又はハ」を「第二十条第一項第五号イ、ロ又はハ」に、「第三条第一項」を「第二条第四項」に改める。

第二　次に掲げる告示の規定中「第四条ノ二第一項第四号」を「第二十条第一項第四号」に改める。

一　船員保険法第四条ノ二第一項第四号の規定に基く報酬月額の算定方法（昭和三十四年厚生省告示第二百三十三号）題名及び第一号

二　厚生年金保険法第二十四条の二の規定によりその例によることとされる船員保険法第四条ノ二第一項第四号の規定に基く報酬月額の算定方法（昭和六十一年厚生省告示第六十四号）本則

第三　健康保険法施行規則第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則第四十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和五十九年厚生省告示第百五十五号）の一部を次のように改正する。

題名中「第四十七条第十号」を「第八十六条第十二号」に改める。

第四　健康保険法施行規則第百六条第八号及び第百七条第十号並びに船員保険法施行規則第四十七条ノ二ノ九第七号及び第四十七条ノ二ノ十第九号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和五十九年厚生省告示第百五十七号）の一部を次のように改正する。

題名中「第四十七条ノ二ノ九第七号及び第四十七条ノ二ノ十第九号」を「第九十六条第八号及び第九十七条第十号」に改める。

第五　厚生年金保険法第二十四条の二の規定によりその例によることとされる船員保険法第四条ノ三第一項第五号の規定に基く報酬月額の算定方法（昭和六十一年厚生省告示第六十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「第四条ノ二第一項第五号」を「第二十条第一項第五号」に改める。

第六　健康保険法施行規則第百八条第七号及び船員保険法施行規則第四十七条ノ三第七号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成六年厚生省告示第三百一号）の一部を次のように改正する。

題名中「第四十七条ノ三第七号」を「第九十八条第五号」に改める。

第七　船員保険法施行令第十一条第一項第一号及び第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成十四年厚生労働省告示第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

題名中「第十一条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に改める。

第四号中「第二十八条第一項第一号から第四号まで」を「第五十三条第一項第一号から第四号まで」に改める。

第八　船員保険法施行規則第二十三条の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法（平成十四年厚生労働省告示第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第二十三条」を「第四十六条」に改める。

本則中「（同法）」の下に「附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法」を加える。

第九　厚生労働大臣が定める現物給与の価額（平成二十一年厚生労働省告示第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「第三条第三項」を「第二十二条」に、「第三条第一項」を「第二条第四項」に、「第三条第二項」を「第二条第五項」に改める。

○厚生労働省告示第五百三十四号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）の一部の施行に伴い、次に掲げる告示は、平成二十一年十二月三十一日限り、廃止する。

平成二十一年十二月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

一　昭和三十二年厚生省告示第二百六十号（船員保険法第四条第五項の規定に基づく厚生労働大臣の定める月を定める件）

二　船員保険法第五十九条ノ二ノ二第一項の厚生労働大臣が定める災害保険料率（昭和四十五年厚生省告示第四百三十五号）

三　昭和五十二年厚生省告示第二百五十六号（船員保険法第五十七条ノ二第一項の施設であつて厚生労働大臣が定めるものを定める件）

四　昭和五十二年厚生省告示第二百五十七号（船員保険特別支給金支給規則附則第二項の規定に基づく厚生大臣の定める給付を定める件）

五　昭和五十九年厚生省告示第百五十九号（船員保険法第二十八条ノ三第二項の規定に基づく厚生労働大臣の定める額を定める件）

六　昭和六十年厚生省告示第百五十五号（船員保険法第五十九条ノ三の規定に基づく特別失業保険料率を定める件）

七　昭和六十一年厚生省告示第六十七号（船員保険法施行令別表第一の一級第十号等の規定に基づく障害年金を支給すべき程度の障害の状態を定める件）

八　船員保険法第三十三条ノ九第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める給付基礎日額の算定方法（平成七年厚生省告示第五十四号）

九　平成七年厚生省告示第五十八号（船員保険法第三十四条第三項の規定に基づく厚生労働大臣の定める対象月報酬月額の算定方法を定める件）

十　平成七年厚生省告示第五十九号（船員保険法第三十四条第四項の規定に基づく厚生労働大臣の定める看做給付基礎日額の算定方法を定める件）

十一　平成七年厚生省告示第六十一号（船員保険法第三十五条第三項の規定に基づく厚生労働大臣の定める再就職後の対象月報酬月額の算定方法を定める件）

十二　平成八年厚生省告示第八十三号（船員保険法第四十六条第一項第二号の規定に基づく身体障害者療護施設に準ずる施設を定める件）

十三　平成十四年厚生労働省告示第二百二十三号（船員保険法第三十三条ノ四第一項の規定に基づく厚生労働大臣が指定する地方運輸局の運輸支局等を定める件）

○厚生労働省告示第五百三十五号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第四項の規定に基づき、昭和五十年労働省告示第十二号（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項の厚生労働大臣が指定する事業を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

第三号の次に次の一号を加える。

四　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六条第三号に規定する船員が雇用される事業

○厚生労働省告示第五百三十六号

雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）第三条第四号の規定に基づき、雇用保険法施行令第三条第四号の規定に基づき船員の職業能力の向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

雇用保険法施行令第三条第四号の規定に基づき船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの

雇用保険法施行令第三条第四号の厚生労働大臣が定めるものは、次のとおりとする。

独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）に規定する独立行政法人海技教育機構の行う訓練（通信による教育を行う訓練を除く。）

財団法人日本無線協会の行う講習

財団法人日本船舶職員養成協会の行う講習（講習期間が一月未満の講習を除く。以下同じ。）